

会 議 録 目 次

令和8年第1回海田町議会臨時会（第1日目）

令和8年1月29日（木）午後1時30分 開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	報告第1号 損害賠償額の決定について・・・・・・・・	3
日 程 第 4	承認第1号 専決処分をした事件の承認について（令和8年1月 補正予算）・・・・・・・・・・・・・・・・	9
日 程 第 5	第1号議案 令和7年度海田町一般会計補正予算（第8号）・・・	10
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	22

令和8年第1回海田町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和8年1月29日(木)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 1月29日(木)午後1時30分宣告(第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(16名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 後原一隆  | 2番  | 夏野光   |
| 3番  | 和田法子  | 4番  | 白井政志  |
| 5番  | 石橋京子  | 6番  | 西田誠一  |
| 7番  | 玉川真里  | 8番  | 小田久美子 |
| 9番  | 大高下光信 | 10番 | 大江康子  |
| 11番 | 宗像啓之  | 12番 | 岡田良訓  |
| 13番 | 久留島元生 | 14番 | 多田雄一  |
| 15番 | 崎本広美  | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員(0名)

なし

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(16名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 後原一隆  | 2番  | 夏野光   |
| 3番  | 和田法子  | 4番  | 白井政志  |
| 5番  | 石橋京子  | 6番  | 西田誠一  |
| 7番  | 玉川真里  | 8番  | 小田久美子 |
| 9番  | 大高下光信 | 10番 | 大江康子  |
| 11番 | 宗像啓之  | 12番 | 岡田良訓  |
| 13番 | 久留島元生 | 14番 | 多田雄一  |
| 15番 | 崎本広美  | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員(0名)

なし

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町       | 長 | 夏 目 啓 一 |
| 企 画 部     | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 建 設 部     | 長 | 木 村 生 栄 |
| 企 画 部 次   | 長 | 吉 本 真 人 |
| 建 設 部 次   | 長 | 門 前 誠 司 |
| 資 産 活 用 課 | 長 | 久保 隅 聡  |
| 財 政 経 営 課 | 長 | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課     | 長 | 中 村 修 介 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 山 え り |
| 次 長 | 戸 成 正 考 |
| 主 任 | 須 崎 亮 |

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 損害賠償額の決定について
- 日程第4 承認第1号 専決処分をした事件の承認について(令和8年1月補正予算)
- 日程第5 第1号議案 令和7年度海田町一般会計補正予算(第8号)

~~~~~○~~~~~

11. 議事の内容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、こんにちは。本日は大変御苦勞様です。ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和8年第1回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。議場内ではスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、音が鳴らないようにしていただきますようお願いいたします。確認をしてください。

直ちに本日の会議を開きます。この際、町長から発言の申出がありますので、これを許可します。竹野内町長。

○町長（竹野内）皆さん、こんにちは。本日は、令和8年第1回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、皆様方には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本臨時会にはですね、報告1件、承認1件、そして補正予算を1件、御提出を差し上げておるところでございます。議員の皆様方にはですね、慎重に御審議の上、是非とも議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付しております日程第1から日程第5に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、2番、夏野議員、3番、和田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。この際、議長より、執行部の皆さんにお願いをいたします。質疑の際には、答弁漏れがないよう気をつけていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、報告第1号、損害賠償額の決定についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）報告第1号、損害賠償額の決定について。公園遊具の破損により生じた事故の示談解決を図るため、損害賠償額の決定について地方自治法第180条の規定により、専決処分したものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは報告第1号、損害賠償額の決定について御説明いたします。説明につきましては資料1で行いますが、議案書は3ページでございます。資料1をお願いいたします。令和7年11月10日に、公園遊具に係る事故が発生いたしました。まず、1の損害賠償の内容でございます。債権者は資料に記載のとおりで、損害賠償額は6,900円、過失割合は町10割、専決処分年月日は令和8年1月8日でございます。2の事故概要について御説明いたします。次のページ左下に、事故原因となった遊具の写真をお示ししております。事故発生場所につきましては、日の出公園でございます。事故発生状況でございますが、令和7年11月10日午後3時30分頃、被害者の方が、日の出公園内にある健康遊具で、中央の棒を持ちながら黒い丸型の部分に足を置いて、隣の黒い丸型の部分に移動して一周する遊びを行っておられました。写真の赤丸で囲っております台座だけが残っていた丸型の部分に足をかけたところ、足を台座に十分に据えることができず、姿勢を崩し左の太ももの裏を擦ってけがをされたものでございます。

（3）の事故発生原因ですが、当該遊具につきましては、損傷を発見し直ちに使用禁止措置をとっており、令和7年9月17日に修繕の発注を行い同年12月上旬までに完了する予定でしたが、事故当時には台座を覆う使用禁止の表示がなくなっており、使用禁止の措置がおろそかとなっていたものでございます。3の事故後の措置等でございます。措置後の状況等につきましても、次のページに状況写真をお示ししております。当該遊具につきましては、修繕を行うまでの間、使用禁止の表示だけでなく立ち入ることができないようカラーコーンで囲いを行いました。また、令和7年11月12日及び13日に町内全公園の遊具について緊急点検を実施し、安全性の確認を行いました。なお、当該遊具の修繕は、令和7年12月8日に完了いたしております。次に、4の再発防止についてでございます。今後このような事案が生じないように適切に点検・維持管理を行うとともに、損傷等を見出し使用禁止措置を行う場合は、現実に使用できない状態にし、速やかに修繕することといたします。次のページをお願いいたします。5の歳入歳出の内訳につきましては記載のとおりで、賠償額につきましては、保険により歳入を予定し

ております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○11番（宗像）11番、宗像です。ちょっと気にかかる点が1点あるんですが、これ、第三者行為扱いになるんじゃないかと思うんですが、そうなった場合に医療費が2,600円で済むはずないと思うんですが。初診料だけでも2,600円以上の初診料になるはずなんですよね。そうすると、治療とかそういう費用が、これ入ってないんじゃないんですか。それについて、この数字で大丈夫なんでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第三者行為の申告をされているかどうかというところは、御本人に確認しておりませんので現在のところ不明でございます。もし申告をされるということでございましたら、御本人様には負担のかからない形でまた賠償させていただくことになるかと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）これ、本来は、どちらがやろうと、第三者行為であれば、加害側も被害側も両方が届けなきゃいけない案件じゃないんですか。多分、僕の記憶に間違いなかったら、両方、どちらにしろ、加害側でも届けなきゃいけないし、保険を使っていいのかっていうことを、加害側のほうは保険を使わせてくださいっていう手続をとらなきゃいけないはずなんです。そうすると、この損害賠償額自体が変わってくると思うんで、それ、どうされるんですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）こちらにつきましては、御本人様から申告された金額、それから、うちの保険会社のほうで認定された金額で損害賠償を今回は上げ、専決処分させていただいております。今後、第三者行為の手続等につきましては、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）第三者行為の場合には、当然、被害者のほうも届けなきゃいけないし、それ以外に、加害者側のほうも、保険を使う以上は、保険を使わせてください、届出を出さなきゃいけないというのが、これ法律上の問題です。僕もう3回目なんで、これ最後ですけれども、それしっかりと保険のほうに確認をされて、こういう行為なんです

これについてどうなんですか。そうなると、もう一度これ、専決処分しなきゃいけないようになるんで、その辺はしっかりとやっていただくようお願いしておきますが、よろしいですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい、確認し、適切に対応いたします。

○議長（桑原）ほかにございますか。玉川議員。

○7番（玉川）7番、玉川です。児童の身長の高さにもよるんですけども、こういうところから落ちてしまった場合に、ちょっと、高いところが怖くなるであったり体育のときに何か支障が出たりする可能性がございます。それについては、登校している学校等に、しっかり見ていただくように指示はされているのでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回ですね、こういったことが起きて本当申し訳なかったと思ってるんですが、今回のけがについては、非常に良好でございまして、既に完治はされておられます。ただ、御指摘のように、そういった心の問題とか、そういうことについては非常にデリケートなところがありますので、これについてはですね、改めてまた、保護者の方にも、その後の経過とかですね、そういうふうな何か問題点があれば、いつでも御相談いただきますようお願いしてまいりたいというふうを考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）こういう場合には、保護者にも見ておいてあげてくださいというふうに確認するとかではなくて、こういうことが起こるかもしれないので見といてあげてくださいと言うべきでありますし、学校のほうに、まず学校サイド、それから体育を指導されるであろう担任の先生には、こういうことがありましたと。そうすると、心にこういう影響があって、例えば、跳び箱であったりだとか、何かその遊具で遊ぶときに、少し不安になったりっていうことが生じるかもしれないので見といてあげてくださいぐらいの情報提供は必要だと思いますが、その辺、現在は行ってないということでよろしいでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まだ行っておりませんが、速やかにその辺はですね、対応させていただきたいというふう考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）遊具の使い方が間違っていたというところを指摘することなく、落ちてしまったことに対しての、起こるかもしれない心のケアについては、少し、勉強していただきまして、保護者さんへの声かけ、それから学校への情報提供、配慮のお願いは是非していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、しっかりと対応してまいります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。崎本議員。

○15番（崎本）15番、崎本です。私が言いたいのはね、9月に修繕工事を発注しましたというて、こういう事故が起きる程度やったら、なぜ早く処置をされなかったか。これが原因で。一番。皆さん方は今後気をつけます、何につけても、よう町長も執行部の皆さん、よう聞いとってよ。今後気をつけます、今後改善します、ね。今後調査研究いたします。それで物事は済みゃあへんのじゃが、皆さん方、皆それで済ましてしまわれるんじゃがね。私が思うのに、9月17日に修繕を発注してね、事故を起こしたのは10月のあれですよ。なぜ、こういうけがが起きるのが、また、事前に、けがが、こういう事故が起らないように、その場所を撤去されるなり、何かの方法はすぐできると思います。ね。それをなぜ放っておいて、こういう仕事に3か月の猶予も持たして発注されたか、そこらを詳しく。反省の弁と。なぜそんだけの間、放ったらかして。行政として、緊急の問題と、あるいはそうでないもの、発注して手間がかかる仕事と、なぜ区別をして、発注なり何なり、されなかったか。私、そこを非常に疑問と思いますが、そこを詳しくお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回の製品なんですけど、実際、損傷した部品については、注文発注ということですね、その辺で、確かに時間がかかってしまったと。これについては、やはりもっと早い対応というのは、必要であったと。いくら注文発注とは言いながら、もっと早い対応ができなかったかというのは、私自身、感じているところでございます。今回の件につきまして、実際に損傷している写真で御覧いただくとお分かりいただけます。損傷した部分に貼紙というような形でですね、対応したというのが、やはり、本来的には、十分でなかったのではないかと。議員御指摘のように、やはり、そこにはもう立ち入れないような形で、しっかりと、その辺を対応すべきであったということで、非常に私も反省しておりますし、今後このようなことが二度と起らないようにということ

で、私も含め、各職員全てにですね、共通認識を持って、今後このようなことがないよ  
うにということで、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。大変申し訳ござ  
いませんでした。

○議長（桑原） 崎本議員。

○15番（崎本） 私はそういうことを言うとするんじゃない。あなた方は、考え方、今の答  
弁でもですよ、発注は、私言うたでしょう、発注がかかるのは、あれじゃったら、事  
故が起こるから、発注するのはいいですよ、これ。これを、なぜ撤去、先にされなかつ  
たかちゅうことですよ。それを言いたいんですよ。発注はいいですよ。こういうけが、  
ね、けがができるようなもんじゃったら撤去すりゃいいでしょう、撤去。ほだから、物に  
よっては、すぐに緊急的に、考えが、そういう考えが、あなた方は、考えないけんでし  
ょうが。そういう考えをね、頭にしっかり置いて、何でもやってくださいちゅうことを、  
わしは言いたいんですよ。今後気をつけやなしに、そういう、こまいことでも頭の中  
において、ね、物事を考えてほしいということを私は言いたいんですよ。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前） 今回そのような対応をしたんですが、確かに御指摘のように、撤去  
するとか、いろんな形で、けがが生じないような形で、完全な形でですね、対応してい  
くというふうに考えております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（桑原） ほかにございますか。大江議員。

○10番（大江） すいません、確認ですけども、ここの元福祉センターのところの遊具は、  
高齢者の健康増進のための遊具をそろえていると聞いてたんですけども、それに間違い  
ないでしょうか。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前） はい、御指摘のとおり健康遊具でございます。

○議長（桑原） 大江議員。

○10番（大江） それでしたら、この度こどもが、やっぱりそれで遊んだということは、  
やっぱり高齢者の背の高さとか、先ほど玉川議員がおっしゃったように、そういうもの  
なんかに不具合ができると思いますので、もし、高齢者健康増進のためしてるんです  
ら、そこに、こどもが使用する場合のために、これは高齢健康増進のためにしてます、  
こどもさんが使う場合は、保護者とか、こども自身にもそういう注意喚起を呼ぶような  
立札っていうんですか、看板を立てたらどうかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘のとおりですね、やはり我々も、健康遊具ということで、当然に子どもたちも使う可能性があるというふうに考えますので、その辺は、やはり、今御指摘のあったように、健康遊具ですよと、それで、本来の使用目的がございましたから、どういうふうな形で使用するか、その辺は、保護者の方に、ちゃんとしていただくとか、その辺の注意喚起は、しっかり目に見える形で表示して、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませぬので、報告第1号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、承認第1号、専決処分をした事件の承認について、令和8年1月補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。令和7年度海田町一般会計補正予算第7号につきましては、衆議院議員総選挙執行に関する経費の増額の予算措置を行ったものでございませぬが、特に緊急を要するため、1月13日付けで専決処分をさせていただいたものでございませぬ。内容につきましては担当者より説明をさせませぬ。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、議案書の4ページをお願いいたします。承認第1号、専決処分をした事件の承認についてでございませぬ。地方自治法の規定により専決処分をした事件について、これを報告し、町議会の承認を求めるものでございませぬ。5ページをお願いいたします。専決処分書でございませぬ。令和7年度海田町一般会計補正予算第7号について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をしたものでございませぬ。6ページをお願いいたします。この度の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,012万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ147億483万1,000円とするものでございませぬ。具体的な内容につきましては、

併せて提出しております資料2により御説明いたします。資料2をお願いいたします。資料2の歳出から御説明いたします。4ページ、5ページをお願いいたします。まず、総務費、選挙費の衆議院議員総選挙職員給与費事業を900万4,000円の増額。また、衆議院議員総選挙執行事業を1,112万1,000円の増額。増額の内訳につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。次に、歳入を御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。県支出金、県委託金の衆議院議員総選挙費委託金を2,012万5,000円の増額でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。承認第1号については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第1号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第8号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第1号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第8号。この度の補正予算につきましては、海田町物価高騰対応くらし応援金事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、第1号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第8号について御説明いたします。資料3の令和7年度補正予算説明書をお願いいたします。まず、2ページ、3ページをお願いいたします。歳入でございます。国庫支出金、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1億7,022万5,000円の増額。また、繰越金、繰越金の前年度繰越金を566万3,000円の増額でございます。

次に、歳出を御説明いたします。4ページ、5ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の海田町物価高騰対応くらし応援金事業を2億7,724万6,000円の増額。続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。農林水産業費、水産業費の水産業振興事業を643万2,000円の増額。続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。商工費、商工費の海田町物価高騰対応くらし応援ギフト事業を1億779万円の減額。この事業予算につきましては、先月12月23日会議の臨時会において、第68号議案として議決をいただいたものでございますが、今臨時会において、先ほどの4ページ、5ページでの記載のとおり、事業内容を変更の上、新たに提案させていただくことに伴い、全額を減額させるものでございます。

4ページ、5ページの海田町物価高騰対応くらし応援金事業及び6ページ、7ページの水産業振興事業につきましては、概要資料といたしまして、資料4及び資料5を併せて提出してございます。そちらを用いて順に御説明いたします。資料4をお願いいたします。海田町物価高騰対応くらし応援金事業の概要でございます。まず、1の要旨といたしましては、国の経済対策により交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品の物価高騰対応として、町内居住者に対し現金給付を行うものでございます。2の対象は、令和8年2月1日時点で町の住民基本台帳に記録されている方でございます。3の給付内容については、1人当たり現金8,000円の給付でございます。4の配付方法については、住民基本台帳から対象となる方を抽出し、世帯主の公金受取口座等に対して振り込みを行います。5の補正予算額につきましては、記載のとおりでございますが、あわせて繰越明許費を設定いたします。6のスケジュールといたしましては、必要な事務委託契約を締結後、早期に給付できるよう最大限努めてまいります。続いて、資料5をお願いいたします。かき養殖被害に係る支援の概要でございます。1の要旨といたしましては、令和7年度のかき養殖被害により、経営に影響を受けたかき養殖業者を支援するものでございます。2の対象者は海田市漁業協同組合の組合員であり、かつ、町内に居住又は事業所が所在するかき養殖業者でございます。町内に2者いらっしゃいます。3の支援内容といたしましては、二つございまして、まず、(1)のかき養殖経営安定緊急対策資金融資利子補給でございます。アの支援内容といたしましては、広島県信用漁業協同組合連合会が、被害を受けて厳しい経営状況にあるかき養殖業者に対して行う資金融資について、これが無利子の貸付けとなるよう利子相当額を県と町とで負担するものでございます。下の表を御覧ください。貸付要件といたしまして

は、かき養殖業を営むもので、令和7年度の漁期におけるかきの養殖収入額が前年同期の収入額と比較して、10パーセント以上低下していることとございます。利子の補給率は年3.35パーセントで、これを、県と町とで半分ずつ負担するものとございます。貸付限度額は5,000万円または被害額のいずれか低いほうの額とございます。償還期間は10年以内。スケジュールは、来月、2月以降に貸付けを実行、そして来年、令和9年2月以降に利子補給を開始とございます。その下はイメージ図とございます。その次の、イの補正予算額につきましては、債務負担行為の設定を行うもので、事項としては、かき養殖経営安定緊急対策資金融資利子補給金に係る額、期間は令和18年度まで、限度額は2,486万5,000円とございます。2ページをお願いいたします。もう一つの支援といたしまして、(2)かきいかだの更新費用の物価高騰分の支援とございます。アの支援内容といたしましては、かきの養殖被害による減収や物価高騰により厳しい経営状況にある中、養殖事業を継続するかき養殖業者の事業活動等を支援する漁業協同組合に対し、事業活動等を支援するために必要な経費を補助するものとございます。下の表に補助内容及びスケジュールをお示ししてとございます。まず、補助内容といたしましては、2種類とございまして、一つ目が①で、漁業協同組合が行う支援で、耐用年数5年を経過したかきいかだの更新費用の物価高騰分として、1台当たり13万6,000円。更に漁場の環境改善等に取り組む場合には、2万4,000円を上乗せいたします。二つ目が、②で、漁業協同組合への事務費として、1台当たり800円を補助するというものとございます。スケジュールといたしましては、来月、2月上旬に申込みの受け付け、以降、3月末まで支援を行ってまいります。次に、イの補正予算額につきましては、記載のとおりとございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第1号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,588万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億8,071万9,000円とするものとございます。4ページ、5ページをお願いいたします。繰越明許費の補正につきましては、第2表により追加及び廃止を行います。6ページをお願いいたします。債務負担行為の補正については、第3表により追加を行います。以上で、令和7年度海田町一般会計補正予算第8号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○14番（多田）14番、多田です。この物価高騰の給付金ですけど、まず、急いでやられるんでしょうけど、大体、どれぐらいをめぐりに考えておられるのか。まずそれ一つと、公金の届出をされてる方はすぐ分かるんでしょうけど、そのほかの方については、どのような形で調査をされるのか。その2点をお願いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）今、1点目のめぐりでございますけども、できるだけ早くしたいっていう思いは前提にある上でお聞きいただきたいんですけども、かなり工程がたくさんございますので、全住民の方に、まず2月1日でデータを吸い上げて、いろいろ整理をして、印刷業者等に発注をして、全住民への通知というのを3月初旬ぐらいに考えております。これは通知です。そこから、例えば、この口座で振り込んでよしいかっていうような一定の基準、期限とか、口座の変更の期限、そういったものを定めた上で、それを3月下旬ぐらいに設定をして、初回の振り込みが4月の中旬から下旬ぐらいに第1回目になるのではないかと想定でございます。ただ、これは、今業者と話している中で、安全率等も見た上での話でございます。今、一つの工程、たくさん工程があるんですけども、それを1日1日詰めるような、ぎりぎりの話をしておりますので、できるだけ前倒しでできるように、ここは本当に務めてまいりたいというふうに考えております。それから口座なんですけども、基本ベースは、マイナンバーにひもづく公的口座をベースにしたいと思っております。ただ、直近で調整給付、社会福祉課等がやった給付データ、新しいものがありますので、これを交えて口座の一つの、何ていうんですかね、母数を増やした上で、一つのデータをつくって、それ以外の方は紙で通知をして、電子申請でもらうかリアルな紙で返信をしてもらうかというところで、口座の情報を取りまとめたいと、そういうふうに今考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。玉川議員。

○7番（玉川）7番、玉川です。対象者に関して、基準日が令和8年2月1日というふうになってるんですけども、この給付のスピードを考えますと、3、4月にまたがるのかなというふうに思います。そうした場合、3、4月といいますと、例えば、お仕事の異動であったりだとか、卒業入学によって、移動する方がいらっしゃると思います。それらについての対応に関しては、どのようなスケジュールをお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）2月1日でデータ処理をして、そのあとに移動したらどうなるのかと

というような御質問だと思いますけども、移動っていうものを、一つ言葉を捉えても、死亡から転入から転出から出生から、たくさんあると思いますので、それぞれでパターンは違うんですけども、先ほど玉川議員が言われた転出というところにつきましては、2月1日現在で住民票がある方については、転出された方についても、いわゆる受給権があるというふうに理解をしておりますので、原則はそれでさせていただこうと思います。これまでの国の給付金なんかのQアンドAをちょっと参考にやらせていただいていますんで、それに従おうと思ってます。大きなくくりとしてはそうです。ちょっと細かいことという、いっぱいちょっと条件があるので、またややこしくなるので、ちょっと割愛させていただこうとは思いますが、基本的にはそういう考えでやろうというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）もちろんそういうふうに追いかけてくださるんだらうということは分かりますけれども、この通知がもし遅れますと、この転出をしてしまった後で追いかけられないということにもなりかねないのではないのかというふうに思います。死亡とかについては、対応できるかと思うんですけども、特に転出に関しましては、その時期等を考えますと、初旬よりずれ込んだ場合には、届かない可能性があるんじゃないのかなというふうに思っております。それについての対策は何かお考えなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）住民票の異動で追うしかないんですけども、勸奨通知というのをちょっと今検討しております、どういったらいいですかね、例えば、紙の口座のやりとりで、来ない人にどうなってますかですか、振り込み不能になった人に、どうしましょうかという、ちょっとざっくり言うと、そういうような勸奨通知をどこかの時点でやろうというふうに考えておりますので、そこでできるだけ網をかけてフォローはしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）それは、このくらし応援金のほうの給付という前提を書かずに、そういう勸奨をされるのか、応援給付事業が始まるので、皆さん確認してくださいというふうにされるのか、そこはきっちりできるようにしていただきたいんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本） もちろん、この物価高騰対応くらし応援金事業ということで通知をしますし、それに基づいて個人情報も収集いたします。

○議長（桑原） ほかにございませんか。石橋議員。

○5番（石橋） 5番、石橋です。かき業者の件なんですけれども、かき業者は、2月3月が今、ずれ込んでですね、2月が一番忙しい時期、2者しかないということなんですけれども、3月末までに申請というふうに言われましたが、遅れて申請された場合はどのような施策を取られる予定でしょうか。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前） 今回のはですね、まず二つございまして、利子補給の関係ですね、これについても年度内なんですけど、第1回目の融資が2月、3月まで。で、第2回目の融資が年を超す令和8年の夏頃、いうふうになっております。また、今回の、もう一方のですね、物価高騰については、これは、年度内までの完了というか、この完了と申しますのはどういう考え方かと申しますと、実際にいかだをつくるという意味ではなくて、これは、我々としたら、漁協のほうに支援金を支払います。で、漁協のほうに、実際に各かき業者のほうに、それでもって、配分をされます。で、配分した結果の報告を受けて、それで、その配分の報告までが、令和7年度末、3月までというそういうふうな形。これについては、海田町だけではなくて、同じ漁協の広島市も含めてですね、同じような形でですね、取り組む。そういうふうな形になっているところです。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（木村） 補足説明させていただきます。海田町は2業者しかございませんので、既に漁協組合とも下話をしておりますので、その期限内にですね、申込みされるのか、もう今回は活用しないという御判断をされるのか、そこは2業者のほうにはですね、きっちりと期限内に確認をとって、適切に申請をしていただけるように勧奨してまいります。

○議長（桑原） ほかにございませんか。岡田議員。

○12番（岡田） 12番、岡田です。同じくかき業者に係る支援なんですけれども、これは広島県と同じような格好で、利息の補填だけをするというふうな格好だと思うんですけども、今、海田町2者だけなんですけれども、この辺だったら坂町はかなりの業者の方おられるんですけども、今困っておられるのは、どういうんですかね、営業なんですよね。もうかきが獲れないから、全く収入がないということになってきたら、打ち子さん

とか、そういうふうな方にも影響してくるわけなんですよ。だから、広島県なんかも言っておりますけども、災害級の、こういうふうなことだから、営業補償みたいなのはできないのかということと、それと、今の債務負担行為が 10 年なんですけれども、この 10 年というのは、広島県と、右に倣えをしたのかどうかということをお願いいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回はですね、まず融資の関係でございますが、これは県のほうで 10 年というくくりの中ですね、制度化されたものということでございます。また、今回の営業補償のこともおっしゃってました、海田町の場合は、まずは、現在の制度の中で実際に養殖業者を営んでおられる方、実際に海田町に住所若しくは事業所があられる方を対象に、これは県内のそういったかき養殖業者がある程度協調しながら、歩調を合わせながらやっているところでございます。また、それ以外に、今後、状況によっては、御指摘のようなですね、必要性があるんじゃないかということになってくれば、これについては、やはり県をあげての取組になってこようかと思っておりますので、そのときにはまた状況を把握しながら、他市町、県とも協調しながら、対応していくことになろうかと思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）御存じのように、今年、ああいう状況で、最低でも二、三年は続くと、収入もぐっと減るといふふうなことで、今のかきのいかだの修理の補填ですかね、別に壊れたわけじゃない、極端に言うたら、壊れたわけじゃないですけども、まあ、海田は 2 者だけだから、そんなに、影響がないかどうか分からんのですけども、やはり今度は、やはりこの問題は、広島県はかきを特産品としてかなり力を入れてますからね、町としても、そういう営業補償いふふうなものをね、県に対してもすべきだといふふうなことをお願い言うたらたはおかしいんですけどもね、言ってもらいたいんですけども、その辺のところは。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）現在ですね、実際に、この業者の方々が、かき打ちをされておられるところというのは、町外になっておられますけども、ですから、直接営業補償というのではなくて、さっき申し上げたような、スキームの中ですね、海田町が現在取り組むべきことをやっていきたい。今後につきまして、また、御指摘のような声、そういっ

た状況の変化が生じたときには、改めて検討という形になろうかと思えます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。宗像議員。

○11番（宗像）11番、宗像です。3点ほどお聞きします。まず1点目。この今の続きなんですが、既にもう10パーセント以上低下しとるのを確認できてるんですかというのがまず、それ。もし確認できてないんだったら、これが、予算が落ちてない可能性もあるわけですよね。だからその辺は大丈夫なんですかっていう確認と、それから次に、事務費1,900万円、応援金の、その内訳を教えてください。1,900万ですよね、事務。違ったですか。2,000万、2,900。ちょっと、すいませんね。確認させてください。委託費が、確か、結構数字になってたと思うんですが、18じゃなくて、手数料ですね。通信運搬費の手数料が1,956万。1,956、この内訳。どういうふうな格好で1,900万もいるのか。この前の振込みだと、1件200円で済むような話だったんで、それ通信費の、往復の通信費を含んでも、こんな数字にならんような気がするんですが。単純計算、1万世帯、一万二、三千世帯として210円とすれば、220万、240万ぐらいにしかならない。それプラスの、往復の通信費を考えても240円の1万、どう考えても1,000万を超えるような数字にならないんですが、それ理解できないんで、ちょっとこの内訳について説明願いたい。前回の3,000円の時、僕、JCBの件、3,000円ほど買ってみました。3,000円で手に入りました。あのとき、1,400万も事務費組んでた。これ、送るだけで、何で1,400万要ったのか、理解できない。今回もそのようなことがあるんじゃないですか。だから、その辺をしっかりと、何でこんなに費用かかるのか説明を願いたい。それから、これ、町長にお聞きしたい。これ、全協でもお聞きしましたが、改めて、この議場の場で、大体、質問の意味は分かってもらえると思うんですが、ね。3,000円。何で、それを少しでも、おまえら上げる計算できんのかっていう指示を出さなかったのか。指示が出れば、あのとききちんと説明できたんですよね、3,000円の。じゃけ、指示は出してないんですかどうか、前回のときお聞きしたときにはっきりした答弁お聞きしてませんので、その答弁もお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）かき関係からまずお答えさせていただきます。これについてはですね、海田市漁協を通じまして、収益が10パーセント以上低下しているということを確認いたしております。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本） まず、先ほど手数料のところで1,900という言葉がちょっと出たんですけども、手数料のここは、1956なので、195万6,000円でございます、この手数料のここにつきましては、口座振替等の手数料といえますか、そういった不能時の組戻しの手数料のお金でございますので、申し訳ございません、私が先に言ったのはそういうところでございます。

○議長（桑原） 町長。

○町長（竹野内） なぜ3,000円かという御指摘についての御答弁でございます。この重点支援地方交付金につきましては、特にですね、生活者支援のうち、食料品の物価高騰に対する特別加算につきましては、国が3,000円だというふうな規模感をですね、まず示してございます。このため、我々としては物価高の影響を受けてる町民一人ひとりに、国の示す規模感である3,000円を速やかに配布するというような思想で、当初ですね、御提案を申し上げたところでございます。以上でございます。

○議長（桑原） 宗像議員。

○11番（宗像） まずは僕の数字の見間違いで申し訳ございませんでした。これについては、おわび申し上げます。それと、僕が町長にお聞きしたのは、指示を出さなかったのかとお聞きしたんです。少しでも、国は3,000円と言っているが、うちでは4,000円とか5,000円出すことは考えられんのか、その指示は出さなかったのか、それはできればイエスかノーで答えてください。

○議長（桑原） 竹野内町長。

○町長（竹野内） はい、指示を出したか出してないかということにつきましては、指示は出していなかったということになります。

○議長（桑原） 宗像議員。

○11番（宗像） これは最後に、愚痴になりますけれども、やっぱりトップとして考えれば、当然そのときに一言指示を出して、住民のことを考えてあげるのが本来の筋じゃないかと思いますが、それについて、もし町長の御答弁があれば、お願いいたします。

○議長（桑原） 町長。

○町長（竹野内） はい。今後、同様の案件が発生いたしましたら、先般、宗像議員から御助言いただいておりますようお願いしております、町民の皆様はどういった施策を提案するのが適切かというところをしっかりと、適時適切に判断し、その時々において適切な判断を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。崎本議員。

○15番（崎本）15番、崎本です。さっきちょっと言われましたが、今、海田町にはかき業者が2業者、ね、海田市漁協がある、海田市漁協がある言われましたが、まずは海田市漁協が今、どこに漁協ちゅう事務所があるのか。昔はあったんで。瀬野川の何とか、海田湾の何とかで、海田市漁協が中に入って、議長ともいったように、海田湾の砂がたままって、それをやって、あれしてくれというのは、昔は漁協に頼んで、漁協にも協力してもろうたんじゃが、今、変なこと言われたんじゃが、海田市漁協が今にもまだあって、だったらね、今、さっき、わし矛盾しとる思うんじゃがの、今の補助金や何じゃかんじゃで、かきいかだ1台13万6,000円か。こういう分は、海田市漁協に申し込んで、ほいであれされるか、それとも、漁協、業者の皆さんが、県の、統括して漁協にやって、漁協を通じて、海田町は2業者でこんだけの部分か、払うてくださいうもんがあるか、私、今言われて、まだ海田市漁協がまだ存在しとるんなら、どの程度存在して組合員が何ぼか、はっきりやってもらわなかったら、今のかき業者に対して何ぼかの、一般会計で手当てもあるんだから、ちょっとその点詳しくお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま御指摘のありました海田市漁協、これは、場所は、安芸区の船越になります。組合員なんですが、全部で98人で、そのうち海田町の組合員は14名と聞いております。それで、かき業者については、2者ということになります。以上でございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○15番（崎本）ちゃんと聞いてから答弁してくれや。あとのこの支援金なんか、県がやって、まとめて海田分のあれを払うんか。よう聞いときなさいや。それから組合員が十何名おられるんなら、かき業者が2業者で、あとの業者はね、組合員は、どういう組合員のおられるか。はっきり知らせてくださいや。そこら、言われたことははっきりちょっと、の、部長、あれするんなら、ちょっと補助しますとか何とか言いんさいや。

○議長（桑原）3回しかないんで、聞かれたことはきちっと答えてください、ね。はい。建設部次長。

○建設部次長（門前）今御指摘のございました海田市漁業で、それで、2名以外の方、2者以外の方というのは、そのほかの漁業を営んでおられる方。で、今回のですね、補助金、今回の制度につきましては、海田町にお住まいで、それで若しくは海田町に事業所

をお持ちの方で、それで、海田市漁協に実際にいらっしゃる方、海田町の、そういったかき業者の方、海田市漁協しかございませんので、海田市漁協を通じてですね、そういった支援を行うと、そういう考え方に基づくものでございます。

○議長（桑原）はい、ちょっと待って。かき以外で、この海田市漁協の人が、かき以外で何の仕事をしているかという質問があったんだけどね。建設部次長。

○建設部次長（門前）さっきもちょっと申し上げたと思うんですが、かき業者以外で、そのほかの漁業を営んでおられる方。今ここですね、具体的に、個別具体的にちょっと手元に資料ございませんので、その辺は、確かなことは言えませんが、少なくとも漁業を営んでおられる方ということになります。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）海田市漁協に登録されてる組合員さんが、その、かき養殖業以外に何を営んでいらっしゃる方が何人かっていうちょっと内訳のほうですね、手元のほうに資料がございませんので、後日ですね、調べて御報告をさせていただければと思います。

○議長（桑原）崎本議員。

○15番（崎本）あんた、補助金出してる漁協いうて何か言うたら、そら船持って、の、海田湾の埋立てや何じゃかんじゃで、いっぱいおられるけん、漁協いうて、いろいろあるけん、例えば、それぐらい資料を持っておりなさいや。わしでも言えいうたら分かるんで、分かるけん聞いとるんじゃけ。の。あんたあ、ちょっと、漁協に、組合のあれ、補助金でも出してるじゃない。ちゃつとそのぐらいの資料を用意しときなさい。議長、これは愚痴じゃが、ちゃつと指導してください。

○議長（桑原）はい、分かりました。もう資料はよろしいですか。ほかの、何の漁業かということについての報告はよろしいですか。要りませんか。うん。それは出せますか。出せます。はい。ほいじゃ、出していただきますんで、後日、後日ということでもよろしくをお願いします。はい、ほかにもございませんか。大江議員。

○10番（大江）先ほどの執行部の説明では、この予算を広島県漁業信用組合ですか、そこにお金を渡して、そこがこのお金の配分をされるっていうふうな説明を聞いたと思うんですが、これ、申請するときは、これは書類のみで、例えば、漁業の環境改善等に取り組む場合はとありますが、先に書類を、こういう環境改善しますよということで予算がおりののか、それとももう、かきいかなんかも更新したりとか、全部した後に予算がおりののか、それはどの方法でしょうか。

○議長（桑原）補助金を出す要綱があるじゃないですか。あれを説明してあげてくださいよ。どうして、そこへ、2業者にお金を補助するということの前提を説明してあげてください。建設部次長。

○建設部次長（門前）まずですね、ただいまの御指摘でございます。海田市漁協から、まず、町への、手続的なことを申しますと、今回のですね、補助の申請を町が受け付けます。その中に、どういったものかと申しますと、でき上がってからというのではなくて、まず交付申請書、そして、さっきございました環境改善取組書ですね、そういったものも出していただきます。それと、実際に漁協がどういうふうに分けていくのか、そういう資料を出していただきます。それで最終的には、海田町のほうでそれがちゃんと分配されているかどうか確認して、それで完了という形になります。

○議長（桑原）分かりましたか。はい、大江議員。

○10番（大江）それでは、例えば、この確認ですよ。漁業の環境改善、本当に取り組んだかどうかは、今言われた確認をそちらのほうにして、町のほうはそういう確認には行かないんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）やはり、当然にですね、そういった申請をされる、そういうふうな取組をされるというのは、当然に前提条件としては、やられるということが前提にあると思います。今回、海田町では、まずは、そういった、配分して、それがちゃんと行き届いている。それを確認した時点で、それは完了です。ただ、ただですね、それが本当にちゃんとできてないということになりますと、これは適正な執行にはなりませんので、それは、例えば返還とかですね、そういうふうな手続になると思いますが、今回、現在ですね、漁協連合会のほうでは、そういった環境改善については、2024年からですね、そういった再資源化の取組を、連合会が、ですね、全体として取り組んでおられるというところがございますので、その辺は、そういった背景の中で、適正に申請されて、適正に執行されるものというふうに認識しております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）よろしいですか。はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。第1号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。竹野内町長。

○町長（竹野内）皆さん、大変お疲れ様でございました。本臨時会に御提出していた全ての議案について議決をいただきまして、誠にありがとうございます。物価高騰対策につきまして、早期に町民の皆様に給付できるよう最大限、事務を執行してまいりたいと考えております。引き続きですね、町政に御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。本日はありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和8年第1回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆様大変御苦労様でした。

午後2時36分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員